

財団法人大分県建設技術センター役員 給与に関する規程

(平成6年4月1日大分県建技規程第7号)

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人大分県建設技術センター（以下「センター」という。）の役員給与の支給について必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員給与)

第2条 常勤役員給与については、給料及び通勤手当とする。

2 給料は月額とし、その額は理事会の議決を経て定める。

3 前項の給料は、給料月額と給料月額に100分の30を乗じて得た額に、センター職員の例により算出した年間の期末手当の支給割合を乗じて得た額を12で除して得た額（100円未満は切り捨てる。）との合計額とする。

4 通勤手当の額は、センター職員の例による。

5 前各号の規定にかかわらず、県職員の身分を有する者については財団法人大分県建設技術センター職員給与に関する規程（平成13年大分県建技規第1号）の例による。

(退職手当金)

第3条 常勤役員が退職（任期満了を含む。以下同じ）した場合（当該退職後引き続いて常勤役員に任命される場合を除く。）は、その者に退職手当金を支給する。

ただし、県職員の身分を有する者及び県職員退職者については、この限りでない。

2 退職手当金の額は、退職時の給料月額に100分の20を乗じ、これに在職月数（県職員の身分を有した期間の在職月数を除く。）を乗じた額とし、その額は理事会の議決を経て定める。

(支給の方法等)

第4条 第2条に定める報酬の支給方法は、センター職員の例による。

(規則への委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項及びこの規程に定めない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年5月21日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(財団法人大分県建設技術センター役員給与に関する規程に係る経過措置)

改正後の財団法人大分県建設技術センター役員給与に関する規程第3条第1項ただし書の規定は、施行日以後に選任された県職員退職者について適用し、施行日前に選任された県職員退職者については、なお従前の例による。